

(別紙 1)

評価基準表

[illegible]

1 審査方法

経常事務の点検業務受託候補者選定会議（以下「選定会議」という。）を開催し、審査を実施する。

2 選定会議

- (1) 選定会議の構成員は、次に掲げるものをもって充てる。
行財政局しごとの仕方改革推進室長
行財政局しごとの仕方改革推進室しごとの仕方改革推進課長
行財政局しごとの仕方改革推進室しごとの仕方改革推進第二係長
- (2) 議長は行財政局しごとの仕方改革推進室長をもって充てる。

3 受託者の決定

- (1) 応募者から提出された書類及びヒアリングを基に、各構成員が別紙1「評価基準表」に基づいて審査する。
- (2) 各構成員の審査理由を選定会議で確認し、著しく評価基準表から外れる採点が行われていることが判明した場合は、選定会議で協議し、当該構成員の採点のやり直しを求めるものとする。
- (3) 上記3(1)及び(2)の手続きを得て確定した各構成員の採点した得点の合計点数を構成員数で除した数値（以下「評価点」という。）が最も高い応募者を受託候補者とする。
- (4) 評価点が同一の場合は、以下の順に、受託候補者を選定する。
 - ア 別紙1「評価基準表」における評価項目「業務実績及び業務実施能力」の合計点数
 - イ 別紙1「評価基準表」における評価項目「見積金額」の合計点数